

「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業」チェックリスト

1. 補助要件 ※次の全てに該当することを確認してください。

- ☐ 避難路沿道に存する。（①津波避難計画図の避難路又は避難所までの主経路、②土砂災害ハザードマップの避難路、③市内の住宅等から避難所又は避難場所までの経路となる国道、県道、市道 ①～③のいずれかの沿道に存する。） （窓口又は市HPで確認）
- ☐ 個人所有である。（市税を滞納していない個人。配偶者、所有者の二親等内まで申請可。）
- ☐ ブロック塀等について、建築士、ブロック塀診断士又は施工業者による耐震診断^{※1}で倒壊の危険性があると判断された。

耐震診断^{※1}：「ブロック塀の点検のチェックポイント（国交省作成）」を用いて、ブロック塀等の安全性を確認すること。
- ☐ 道路面からの高さ（基礎を含む。）が1 m以上である。
- ☐ 過去に本事業の要綱に基づく補助金の交付を受けていない。
- ☐ 建築基準法第9条に基づく命令を受けていない。
- ☐ 国、地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受ける予定がない。
- ☐ 国、地方公共団体その他公共団体の他の制度に基づく補助金等の交付を受ける予定がない。
- ☐ 耐震改修工事等^{※2}の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが地震に対して安全な構造となる。

耐震改修工事等^{※2}：ブロック塀等の耐震化を図るために行う耐震改修、建替え又は除却。
耐震改修：専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事。
建 替 え：ブロック塀等を撤去し、軽量なフェンスを設置する工事。
除 却：ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事。
- ☐ 耐震改修工事等の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが建築基準法上の道路に突出して残存しない。
- ☐ 一部を除却する場合は、道路面からの高さ（基礎を含む。）が1 m未満となる。
- ☐ 申請者は、暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない。

2. 申請の提出書類 （※契約締結前に申請すること。様式については次ページ参照。）

- ☐ 1) 八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
（※耐震診断^{※1}した「ブロック塀の点検のチェックポイント（国交省作成）」を添付）
- ☐ 2) 敷地の位置図（縮尺1,000分の1程度で工事区域を明示したもの）
- ☐ 3) 耐震改修工事等を実施する補助対象塀等の配置図（前面道路幅員、補助対象塀並びに設置するフェンスの位置及び距離を明示したもの）
- ☐ 4) 耐震改修工事等を実施する補助対象塀並びに設置するフェンスの高さ及び仕様を明示した概要図等
- ☐ 5) 専門家の設計図書（耐震改修の場合に限る。）
- ☐ 6) 現況写真（2枚以上。補助対象塀の状況がわかるもの。）
- ☐ 7) 契約締結予定の施工業者から徴収した工事見積書
- ☐ 8) 補助対象者本人であることを確認できる書類（運転免許証、個人番号カード等の写し）
- ☐ 9) 補助対象塀が存する敷地の所有者を確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書等）
- ☐ 10) 市税の滞納がない証明書又は添付書類省略に係る同意書（別記第2号様式）
- ☐ 11) 工事同意書（別記第3号様式） （補助対象塀の所有者が申請者以外にもいる場合に提出するもの。申請者以外の所有者の本人確認書類の写しを添付すること。）
- ☐ 12) 委任状（別記第4号様式） （代理人が申請する場合に提出するもの。）
- ☐ 13) その他市長が必要と認める書類（口座振替受領申出（変更届出）票など）

「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業」チェックリスト

3. 実績報告の提出書類

※「工事完了後30日以内」又は「令和8年1月末日」のいずれか早い日までに提出

- ☐ 1) 八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業完了実績報告書（別記第10号様式）
- ☐ 2) 耐震改修工事等を実施した補助対象塀又は設置したフェンスの高さ及び仕様を示した概要図等
- ☐ 3) 工事着手前から完了後までの状況が分かる工程ごとの写真及び全景写真
- ☐ 4) 工事契約書の写し
- ☐ 5) 耐震改修工事等に要した費用に係る施工業者からの請求書及び領収書の写し
- ☐ 6) その他市長が必要と認める書類

◆ 市ホームページ、要綱の別記様式について

様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

（建築指導課の窓口で配布もしています。）

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kenchikushidoka/sumai_kotsuu_suido/3/4260

◆ 補助対象の避難路の確認

- ☐ 津波避難計画図のページ

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/keikaku_plan/4435.html

- ☐ 土砂災害ハザードマップのページ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/saigaitaisakuka/bosai/1/4345.html>

- ☐ 国道、県道、市道

<http://map.city.hachinohe.aomori.jp/>（八戸市公開地理情報システム）

上記のページの「指定道路情報」で「法第42条第1項第1号」が国道、県道、市道です。

市道であっても法第42条第1項第1号でない場合もあります。

不明な場合は、下記の間合せ先へ御連絡ください。

◆ 間合せ先

詳しくは、下記へお問い合わせください。

八戸市 都市整備部 建築指導課 建築指導グループ（市役所別館6階）

TEL：0178-43-9137

FAX：0178-41-2302（都市政策課内）